



福祉

子育て支援センターへ遊びにおいでよ！  
【おひさまひろば・でんでんくらぶ・さくらんぼ】

親子で自由に集える遊びの広場です。相談、親子のふれあい、友達づくり、情報交換の場としてご利用ください。

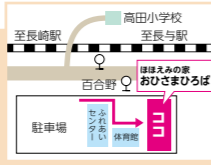
開館日 月～金曜日

対 町内在住の0歳（生後2か月位）

～就学前の子どもと保護者・妊婦の方

「おひさまひろば」

所・問 おひさまひろば（ほほえみの家内）  
高田郷 2005-2 ☎ 855-8551



時間 10時～12時・13時～16時

★「にこにこ相談」（要予約）

子育てアドバイザー・心理士に未就学児の相談ができます。（就学前の親子が対象。1枠につき1時間の個別相談）

3月27日☎10時～・11時～・13時～・14時～（各日4枠）

★絵本＆わらべうた

毎週月曜日11時30分～、毎週金曜日15時30分～

「こんこんくらぶ」

所・問 あじさい保育園  
吉無田郷 1221-155 ☎ 883-8853



時間 10時～15時

★お楽しみ会 3月20日☎ ※20組申込制

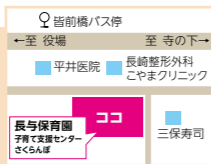
★みんなで遊ぼう 3月22日☎・27日☎・29日☎

★誕生会（3月生）3月22日☎

※他の日は自主活動になります。帽子・お茶持参。動きやすい服装。詳しくは園まで。

「さくらんぼ」

所・問 長与保育園  
嬉里郷 675 ☎ 883-2538



時間 10時～12時・13時～16時

※予約不要。日時は天候や都合により変更になる場合があります。

「でんでんくらぶ」と「さくらんぼ」は3月末をもって終了となります。長い間お世話になりました。より身近な町内5か所の児童館で開催しています。皆さん、児童館へ遊びに来てくださいね。

こんにちは、じどうかんです！  
「ミカンちゃんひろば」のご案内



今年度も「ミカンちゃんひろば」では季節の行事や工作、バスハイクなどたくさんのご参加をいただきました。4月からの行事につきましては、広報・ホームページなどでご案内いたします。自由参加のひろばです。登録は必要ありませんのでお気軽にお越しください。

時 10時30分～11時30分 所 各児童館

対 町内にお住まいの乳幼児とその保護者

内 自由あそび・手あそび・リズムあそび・読みきかせなど（都合によりスケジュールが変更になることがあります。ご了承ください）



↑12月 高田児童館  
「親子でリズムク」



↑1月 上長与児童館  
「大型遊具で遊ぼう」



親子と一緒に  
作りました。

←高田児童館  
「節分あそび」工作

町立高田保育所の保育士を募集します

問 高田保育所 ☎ 856-2333

詳しくはお問い合わせください。

非常勤保育士

募集人員 若干名

勤務時間 月曜から土曜までのうち、休憩を除き、1週間につき週37時間30分

応募資格

保育士資格・幼稚園教諭・養護教諭免許を有する方

雇用期間 平成30年4月1日☎～平成31年3月31日☎（更新あり）

締切・採用試験 随時

短時間保育士

募集人員 若干名

勤務時間 ①月曜から土曜までのうち、休憩を除き、週19時間または週29時間 ②月曜から金曜までのうち3日間（16時～19時） ③月曜から金曜までのうち3日間（7時～10時）  
いずれも時間帯など相談に応じます。

応募資格 保育士資格、幼稚園・小学校・養護教諭免許を有する方、子育て支援者研修終了者

老人クラブ連合会催し

問 長与町老人クラブ連合会事務局  
（長与町社会福祉協議会内） ☎ 883-7760

平成30年度長与町老人クラブ定期総会

時 4月11日☎10時～

所 老人福祉センター大ホール

他 詳しくはお問い合わせください。

「第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求手続きはお済みですか？

【重要】第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日☎です。請求期限を過ぎますと時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

対 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けられる方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

内 額面25万円、5年償還の記名国債

ㄨ 平成30年4月2日☎

マイナンバー記入について

個人番号の利用開始に伴い、平成28年から、請求手続きをされる際に個人番号（マイナンバー）の記入・提示が必要となりました。このことから、請求手続きの際には、下記の①②両方をご持参ください。

- ①マイナンバー（通知）カード、またはマイナンバーが記載された住民票
- ②本人確認書類  
公的機関が発行した、顔写真付証明書（運転免許証など）1点、または顔写真のない証明書（健康保険証、年金手帳、年金証書など）2点  
※代理人の方が請求手続きをされる場合は、必要になる本人確認書類などが異なるため、事前に福祉課までお問い合わせください。

「こども食堂」講演会を開催します！

問 こども政策課子育て支援係 ☎ 801-5886

「こども食堂ってなに？」「お手伝いできることがあれば協力したい」近年、全国的に注目されているこども食堂ですが、こども食堂は、単に貧困家庭などの子どもを対象にするのではなく、それぞれの特徴や型があり、「みんなで楽しくおいしい食事をいただける場」「家でもなく、学校でもなく、第三の場所として安心して過ごせる場」「多世代の人が交わる地域の交流の場」など、子どもたちや地域の方の居場所として、いろいろな形により地域活動の中で立ち上げられています。

そこで、「こども食堂」について、講演会を開催します！こども食堂に対する支援について、興味のある方、関心がある方は、ぜひご参加ください。

時 3月22日☎19時～ 所 役場2階会議室

料 無料 申 不要

他 講師 長崎大学教育学部 准教授 小西祐馬 氏

議題 こども食堂と地域の関わり（仮）

「母子・父子家庭等児童への小学校入学祝金」について

申・問 長与町社会福祉協議会 ☎ 883-7760  
（嬉里郷 431-1 老人福祉センター1階）

長与町社会福祉協議会では、皆さまから寄せられました赤い羽根共同募金を基に「母子・父子家庭等児童への小学校入学祝金」をお渡ししております。

お祝金 児童1人につき5,000円

対 町内に住所を有する、母子・父子家庭、父母のいない家庭（平成30年4月に小学校入学の児童）

ㄨ 3月20日☎※期限は厳守願います。

長与の結婚・子育て応援サイト



毎日の子育てに役立つ情報を共有する場を提供しています。

環境

「野焼き」は禁止されています

問 住民環境課環境係 ☎ 801-5824

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を焼却することは例外規定を除いて法律で原則禁止されています。「野焼きの臭いで困っている」という苦情が多数寄せられています。例外として認められた行為（農業を営むうえでやむを得ないものなど）でも生活環境保全上支障を与える場合は行政指導の対象となります。野焼きをする場合は周囲の住宅の状況、風向き、時間帯や頻度などを考慮して行うようにしましょう。迷惑を受けている方がいらっしゃいますので、ご理解くださいますようお願いいたします。